



平成 26 年 11 月 25 日

各 位

会 社 名 アトミクス 株式会社
代表者名 代表取締役社長 小林 和幸
(J A S D A Q ・ コード番号 4625)
問合せ先 管理統括部長 富士田 学
電 話 03-5297-1801

「株式付与 E S O P 信託」の導入に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 11 月 25 日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式付与 E S O P 信託」（以下「E S O P 信託」といいます。）の導入を決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. E S O P 信託導入の目的

従業員の帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的とした従業員インセンティブ・プランとして、E S O P 信託を導入します。

2. E S O P 信託の概要

E S O P 信託とは、米国の E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型の従業員インセンティブ・プラン（以下「本プラン」といいます。）であり、当社株式を活用した従業員の報酬制度の拡充を図る目的を有するものをいいます。

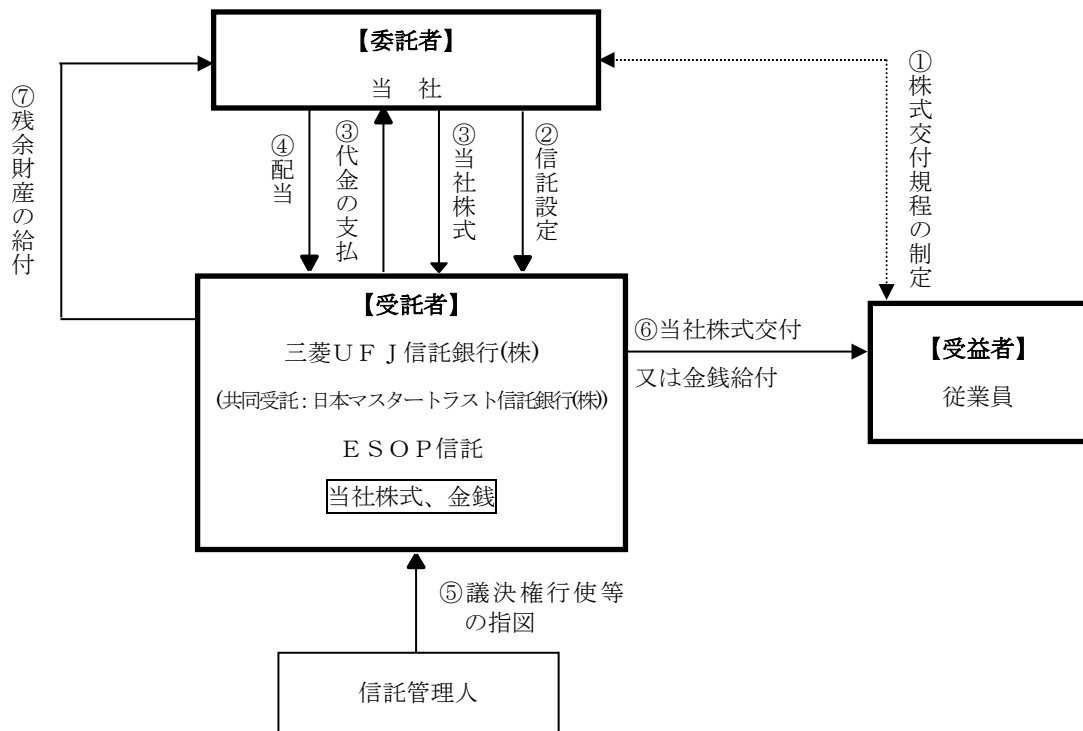
本プランでは、当社が当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。本信託は、予め定める株式交付規程に基づき当社従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得します。

その後、本信託は、株式交付規程に従い、信託期間中の従業員の勤続年数及び職能資格に応じた当社株式を、退職時に無償で従業員に交付します。本信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

本信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

なお、本信託の導入に伴い、現在当社が保有する自己株式 999,940 株 (平成 26 年 9 月 30 日現在)のうち、187,400 株 (86 百万円) を E S O P 信託に対して処分することを同時に決議しました。詳細につきましては、本日発表しました「第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。

3. E S O P信託の仕組み
(本信託の仕組み)



- ① 当社は本制度の導入に際して株式交付規程を制定します。
- ② 当社は受益者要件を充足する当社従業員を受益者とするE S O P信託を金銭で設定します。
- ③ E S O P信託は上記②の当社が拠出した資金をもって、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、信託管理人の指図に従い、当社から予め定める取得日に取得します。
- ④ E S O P信託は当社の株主として、分配された配当金を受領します。
- ⑤ 信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、E S O P信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑥ 株式交付規程に従い、一定の要件を満たす当社従業員は、当社株式を受領します（例外的に、受益者の選択により信託内で当社株式を換価して金銭で受領することも可能です）。
- ⑦ E S O P信託の清算時に、受益者に株式交付された後の残余財産は、帰属権利者たる当社に帰属します。

※受益者要件を充足する当社従業員への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

※本信託は、公益財団法人財務会計基準機構・企業会計基準委員会が、平成25年12月25日に公開した実務対応報告第30号に準じて会計処理します。

(ご参考) 信託契約の内容

- | | |
|----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託) |
| ②信託の目的 | 受益者要件を充足する当社従業員に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤受益者 | 当社従業員のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥信託管理人 | 専門実務家であって、当社と利害関係のない第三者 |
| ⑦信託契約日 | 平成26年12月12日 |
| ⑧信託の期間 | 平成26年12月12日～平成32年3月31日 (予定) |
| ⑨制度開始日 | 平成27年4月1日 |
| ⑩議決権行使 | 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫取得株式の総額 | 86,016,600円 |
| ⑬株式の取得日 | 平成26年12月15日 |
| ⑭株式の取得方法 | 当社自己株式の第三者割当により取得 |

【信託・株式関連事務の内容】

- ①信託関連事務三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、ESOP信託の受託者となり信託関連事務を行います。
- ②株式関連事務三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、業務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行います。

以上